

公益財団法人日本美術刀剣保存協会 個人情報保護規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関して協会の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(適 用)

第2条 この規程は、協会役員及び職員、臨時雇用、契約職員、派遣職員(以下「職員等」という。)に対して適用する。また、退職後においても在任、又は在職中に取得、若しくはアクセスした個人情報については、この規程の適用を受けるものとする。

- 2 顧問、審査員、各種委員及び協会の事業について委嘱、又は依頼を受けた者が、協会の業務に従事する場合は、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。
- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために、必要な措置を講じなければならない。

(管 理)

第3条 協会に個人情報保護責任者を置き、事務局長がその職を担うものとする。

- 2 個人情報保護責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報外部に漏洩し、又は不正に使用され、若しくは改ざんされる等がないよう適正に管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報の取得は、適法、かつ公正な方法によって行い、偽りその他の不正な手段によって取得してはならない。

- 2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、次に掲げる事項について、書面又はこれに代わる方法によって本人に明示しなければならない。
 - (1) 協会の名称、個人情報保護責任者の指名及び連絡先
 - (2) 個人情報の利用目的
 - (3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のた

めの方法

ア 当該データの使用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ データの利用の停止又は消去を求める権利

3 本人以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人に対して同様に書面又はこれに代わる方法で明示しなければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第5条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、本人から同意を得た利用目的の範囲内で利用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、目的外利用に提供するものとする。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版・報道により、公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 国の機関、若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事業を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の提供)

第6条 法令で定めるときを除き、個人情報は、第三者に提供してはならない。

2 前条の定めにかかわらず、協会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること。

(2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされているもの者であること。

(3) 協会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。

- 3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報保護責任者による承諾を得なければならない。
- 4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、協会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第7条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

- 第8条 個人情報保護責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失、又は毀損の防止に努めるものとする。
- 2 個人情報保護責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第9条 個人情報保護責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して、必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(開示)

第10条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内でこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として、合理的な期間内でこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部、又は一部を開示しないことができる。この場合、本人にその旨、理由を通知しなければならない。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 協会の業務の適正な実施に、著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の消去及び廃棄)

第11条 保有する必要のなくなった個人情報については、直ちに当該個人情報を適正に消去し、又は部外に漏洩することのないよう適正に廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りではない。

(苦情の処理)

第12条 個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は総務部が担当し、適宜個人情報保護責任者に報告するものとする。

2 個人情報保護責任者は、前項の目的を達するために必要な体制の整備並びに支援を行うものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会の設立登記の日から施行する。(平成24年4月1日施行)